

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う居宅介護支援の事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアプランセンター淨信館
- (2) 所在地 青森県八戸市一番町2丁目3番地11 マンションエクレール105号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
〔 常勤 介護支援専門員と兼務 〕

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員
〔 常勤1名以上 〕

介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時から午後5時まで。
土・日及び平日午後5時から午前8時までは電話による対応とし、
緊急連絡は24時間対応可能。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 利用者の相談を受ける場所 | 第3条に規定する事業所内の相談室・利用者の居宅 |
| (2) 使用する課題分析票の種類 | 全国社会福祉協議会方式 |
| (3) サービス担当者会議の開催場所 | 第3条に規定する事業所内の相談室・利用者の居宅・
利用者が利用しているサービス事業所の相談室 |
| (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 月 1 回 |
| (5) サービス実施状況の継続的把握及び評価 | 月 1 回 |
| (6) 地域ケア会議への参加 | 年 3 回 |

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものと
当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。

- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えての中山間地域等に居住する利用者にサービスを
提供した場合は、厚生労働大臣が定めた基準とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、八戸市、五戸町(浅水、手倉橋地区除く)、南部町、おいらせ町(阿光
坊地区、一川目地区まで)、階上町(蒼前地区まで)の区域とする。

(苦情処理)

第9条 指定居宅介護支援事業所の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応す
る為に必要な措置を講じる。

- 2 事業所は指定した指定居宅介護支援事業所に関し市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市
町村が行う調査に協力すると共に市町村から指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険連合会が行う調査に協
力すると共に指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は速やかに市町
村、利用者の家族等に連絡行うと共に必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について
従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ②事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護
する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する
ものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドンス」を尊守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報について事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人に了解を得るものとする。

(身体拘束)

第13条 事業所は、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束」という。)は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、介護支援専門員の資的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務全体を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後一ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。但し、サービス担当者会議出席や医療上緊急の必要がある場合等、利用者が保健・医療・福祉サービスを円滑に利用するために関係機関への情報提供が必要な場合、あらかじめ文書による同意を得て情報提供を行う。

3 従業者であった者が、従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者またはその家族に関する情報を漏らすことのないよう、守秘義務を定めた雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景にした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 5 事業所は指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し当該記録に係る居宅サービス計画に基づく指定居宅介護支援が完結した日から5年間は保存するものとする。

- 6 この規程に定める事項のほか、この事業所の運営に関する重要事項は、株式会社コサカ・ライフサポートが定めるものとする。

附則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

改 正 令和 5年 4月 15日から施行する。

改 正 令和 6年 4月 1日から施行する。

改 正 令和 6年 5月 8日から施行する。